

機関連携プロジェクト形成プロセスの見直しに係る諸規則の一部改正についての概要

1. 目的

機関連携プロジェクトの形成において、ISを設けることにしたこと、及びIS申請時点ではプロジェクト・カテゴリーに対応した枠組みを設けず一本化したことにより関係諸規則の整備を行うものである。

2. 規則等の一部改正の要点

① 地球研プロジェクト規則の一部改正（要点）

機関連携プロジェクトにISを設けるため、研究区分の該当箇所を改正する。

② 地球研プロジェクト実施細則の一部改正（要点）

機関連携プロジェクトにISを設けるため、機関連携プロジェクトの立ち上げにおいて、FS応募に関する部分を削除のうえ、ISの公募、形成、FSへの移行について追記する。

③ 地球研FR、FS及びIS審査実施要領の一部改正（要点）

機関連携プロジェクトにISを設けるため、申請者等を「個別連携IS」から「IS」に変更、及び「機関連携プロジェクトに求めるもの」を改訂したことにより該当箇所を改正する。

また、機関連携FS候補または個別連携FS候補のどちらとしてISからFSへの移行審査を受けるかを決定するタイミングを規則上明記するために追記する。